



◎岡山県告示第三百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

国立病院機構岡山市立金川病院

2 所在地

岡山市北区御津金川四四九

二 認定年月日

令和五年八月一日

三 認定の有効期限

令和八年七月三十一日

◎岡山県告示第三百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

E薬局 久米南店

久米郡久米南町下弓削三八九―二

令和五年七月一日

きたぞの薬局 山北店

津山市山北五四九―二

令和五年七月一日

ツクイ倉敷訪問看護ステーション

倉敷市昭和二―四―一四 竹富ビル二階

令和五年八月一日

# 令和5年8月4日 岡山県公報 第12520号

## ◎岡山県告示第三百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ともゆきの家 訪問看護ステーション

#### 2 所在地

岡山県備前市麻宇那七六九

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社ともゆきの家

#### 2 所在地

岡山県備前市麻宇那八三七番地の一

### 三 指定年月日

令和五年八月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三六一一九〇〇三〇

### 五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第三百九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム深谷荘

2 所在地

岡山県備前市三石二七九一番一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人しあわせの郷

2 所在地

岡山県備前市三石二七九一番一

三 指定年月日

令和五年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八六二

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第三百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の第十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区分

指定一般相談支援事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

相談支援事業所えすわーく

2 所在地

津山市小田中二二〇六一四 ヒュッテ小田中二〇一号

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社えすわーく

2 主たる事務所の所在地

津山市小田中二五二番地

四 指定年月日

令和五年八月一日

五 事業所番号

三三三〇三〇〇一八一

六 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

令和5年8月4日 岡山県公報 第12520号

◎岡山県告示第三百九十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和五年八月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作・絵 作・絵 監修	発 行 所	対 象
1	さらに！よくみると・・・	shimiz u	作・絵	G a k k e n	幼 児
2	感情を育てる じぶんのきもち	わかる	作・絵	大 泉 書 店	”
3	赤毛のロッシ	渡辺 弥生 つうちよ	監修 作	梓 書 店	小 学 生（低）
4	いのちのおうち	ハル・アリス・D りりい	絵 文	C l o v e r 出 版	”
5	せんそう	千果 エリック・バトラー	絵 作	好 学 社	”
6	ちきゅうのびんづめ	石津 ちひろ マーティン・スタネフ	訳 作	小 学 館	小 学 生（中）
7	わたしはふね	福本 友美子 曹文軒	訳 文	”	小 学 生（高）
8	メメントモリ	石井 えりこ ヨシタケシンスケ	絵 著	KADOKAWA	”
9	君の心を強くする世界のすごい人のことば50	齋藤 孝	著	SBCreative	中 学 生

◎岡山県告示第三百九十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原 隆 大

番号	種別	名称	発行	者等	店
1	雑誌	恋愛チェリーペンク 2023年7月号	秋	田 書	店
2	〃	実話ナツクルズ 8月号	大	洋 図	書
3	〃	実話BUNKAタワー 8月号	コ	ア ン	ジ ン
4	〃	金のEX DVD VOL. 14	大	洋 図	書
5	〃	週刊大衆 7月10日号	双	葉 図	書

◎岡山県告示第三百九十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和五年七月十八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。  
令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

近藤 健介

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

近藤クリニック

久米郡久米南町下弓削三八九―一

藤田 祥典

聴覚、平衡、音声・言語機能、そしやく機能

医療法人藤田会藤田耳鼻咽喉科医院

津山市小原二五番地の五

金森 達也

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、免疫

新見市国民健康保険神代診療所

新見市神郷下神代三九四六

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

内藤 紘彦

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸

新見市国民健康保険神代診療所

新見市神郷下神代三九四六

◎岡山県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市若代字小明賀谷一一三一、一一三二、一一三三の一、一一三三の二、一一三四、字小明賀一一三七、一一三八、一一六九、一一七二、一一七三、字家ノうえ一一六五、一一六七、字家ノ上一一六八、字芝サコ一一七五の一、一一七五の二、字登畝一一七八、一一七九、字竹ノ平一一八一、一一八二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノうえ一一六五・字竹ノ平一一八二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字家ノうえ一一六七、字家ノ上一一六八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	余野上久米線	津山市宮部下字笹井田六〇〇番一地从から津山市宮部下字大唐田五九七番一地从先まで	令和五年八月四日

〔三八五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ鴨方  
所在地 浅口市鴨方町鴨方一五二四―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ  
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号  
代表者の氏名 代表理事 田中 照周

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表者の氏名 理事長 平田 昌三

（変更後）代表者の氏名 代表理事 田中 照周

(2) 大規模小売店舗において小売業を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社レディ薬局

住所 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号

代表者の氏名 代表取締役 三橋 信也

（変更後）名称 株式会社レディ薬局

住所 愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号

代表者の氏名 代表取締役 白石 明生

4 変更年月日

令和元年七月三十日ほか

二 届出年月日

令和五年七月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年八月四日から同年十二月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三八六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ山陽 エディオンス陽店  
所在地 赤磐市下市二七七―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 代表理事 田中 照周

名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

（変更後）名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 代表理事 田中 照周

4 変更年月日

令和五年六月十三日

二 届出年月日

令和五年七月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年八月四日から同年十二月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三八七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ総社東  
所在地 総社市総社一三七〇―三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ  
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号  
代表者の氏名 代表理事 田中 照周

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表者の氏名 理事長 平田 昌三  
（変更後）代表者の氏名 代表理事 田中 照周

4 変更年月日

令和五年六月十三日

二 届出年月日

令和五年七月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年八月四日から同年十二月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三八八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田

所在地 津山市林田一七―二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 代表理事 田中 照周

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表者の氏名 理事長 平田 昌三

（変更後）代表者の氏名 代表理事 田中 照周

4 変更年月日

令和五年六月十三日

二 届出年月日

令和五年七月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年八月四日から同年十二月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 令和5年8月4日 岡山県公報 第12520号

〔三八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイウエストランド店

所在地 津山市院庄九〇九―一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 代表理事 田中 照周

### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表者の氏名 理事長 平田 昌三

（変更後）代表者の氏名 代表理事 田中 照周

### 4 変更年月日

令和五年六月十三日

## 二 届出年月日

令和五年七月十九日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和五年八月四日から同年十二月四日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三九〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県美作県民局長に申し出ることができる。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

山手土地改良区

二 地区名

山手土地改良区（団体営土地改良（維持管理）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和五年八月四日から同月二十五日まで

五 縦覧の場所

岡山県美作県民局農林水産事業部

〔三九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡勝央町田井 地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量 及び路線測量）	測量の種類
令和五年七月十日から同年 十二月二十二日まで	測量期間

〔三九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町行信 地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年七月二十一日	終了年月日

〔三九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

瀬戸内市邑久町下山田地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和五年七月二十五日	終了年月日

〔三九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字谷田七七四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市笹沖六一六―八一M&KH一〇一号室

黒江 一樹

三 許可年月日及び許可番号

令和五年四月十七日岡山県指令建指第二一号

「三九五」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量  
遠隔地バックアップ用ストレージ装置 1式
- (2) 購入物品の特質等

品名	規格	数量	製造所名
ストレージ装置	iStorage HS8-50S (54TBモデル)	1台	日本電気(株)
ストレージ装置保守用コンソール	iStorage HS8-50S/HS6-50AS/HS8-50/HS6-50A 用 MaintenanceKit	1台	日本電気(株)
ストレージレプリケーションソフトウェア	iStorage HSレプリケーションソフトウェア Ver5.7(1HN) - HS8-50S	2個	日本電気(株)
ストレージ暗号化ソフトウェア	iStorage HS暗号化オプション Ver5.7(1HN) - HS8-50S	1個	日本電気(株)
ストレージ標準ソフトウェアパック	PPSupportPack(iStorage HS8-50S (54TBモデル))	3個	日本電気(株)

その他、入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) 納入期限  
令和5年12月20日（水）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

# 令和5年8月4日 岡山県公報 第12520号

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
  - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
  - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
    - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）  
電話（086）226-7538
    - (2) 申請書の提出期限  
令和5年8月29日（火）正午
  - 4 契約条項を示す場所等
    - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）  
電話（086）226-7540
    - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
      - ア 交付期間  
令和5年8月4日（金）から同年9月5日（火）まで（岡山県の休日を含める  
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
      - イ 交付方法  
（1）の場所にて交付する。  
また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、（1）の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。
    - (3) 入札書の提出方法  
入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

# 令和5年8月4日 岡山県公報 第12520号

- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
令和5年9月15日（金） 13時10分  
ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年9月14日（木）17時を受領期限とする。  
イ 場所  
岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課地下1階入札室  
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。  
ウ その他  
持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。
- 5 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和5年9月5日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。  
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- 6 その他  
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。  
(3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。  
(4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。  
(5) 契約書作成の要否  
要  
(6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 7 Summary  
(1) Name and quantity of the products to be purchased :  
Remote Site Backup Storage Device 1 Unit  
(2) Delivery date :  
By 20 December (Wednesday) , 2023  
(3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form  
(4) Time limit for tender :  
1:10 P.M. 15 September (Friday) , 2023

(5) Contact point for the notice :  
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office  
Supplies Division  
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL 086-226-7540

〔三九六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年八月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量  
岡山県立学校、教育事務所及び教育機関で使用する電気  
使用予定電力量 二七、二二四、五七〇キロワット時（一年間）
- 二 納入期間  
令和五年十月一日から令和六年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県教育庁財務課  
岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和五年七月三十一日
- 五 落札者の氏名及び住所  
鈴木電力株式会社  
静岡県静岡市葵区栄町一番地の三
- 六 落札金額  
七四〇、六七三、六九五円（うち消費税額及び地方消費税の額六七、三三四、〇〇六円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和五年六月十三日